

1 位置付け

- 社会福祉法に規定する都道府県地域福祉支援計画として、新たに策定（計画期間：平成30～32年度）
- 以下の3つの役割を持つ、福祉分野の総合的な計画
 - （1）各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「支える」
 - （2）都民の生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」
 - （3）各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」

2 理念

- （1）誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- （2）地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- （3）多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

3 主な内容

地域福祉を推進する区市町村の取組への支援

①地域の支え合いを育む

- 複合的課題や制度の狭間の課題にも対応した相談支援体制の整備
- 高齢者・障害者・子供など、誰もが集える多世代交流拠点の整備
- 高齢者の見守り等を行う地域の住民ボランティアの育成

②安心した暮らしを支える

- 低所得高齢者等に対する、住まい確保と生活支援の一体的な提供
- 生活困窮者への相談支援従事者の資質向上
- 子供の居場所づくり
- 成年後見制度の利用促進

地域福祉全般に係る取組

③地域福祉を支える

- 福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を通じ、福祉職場に関心のある方へ情報発信
- 民生・児童委員の相談技量の向上を図る研修の実施
- 福祉サービス事業者に対する第三者評価の受審促進

生活支援付すまい確保事業

事業例

| | | |
|------|---------|--------------------------------------|
| 入居支援 | 情報提供 | 相談、住宅情報の提供、契約手続支援等 |
| | 保証人 | 家賃保証会社の紹介、保証料の補助（滞納、原状回復、残置物処理）等 |
| | 転居支援 | 転居費用（仲介手数料等）の補助 |
| 生活支援 | 見守り | 訪問、相談、社会サービス利用手続きの支援、地域や他の利用者との関係づくり |
| 住宅改修 | バリアフリー化 | 手すり設置、段差解消等（共用部を含む） |
| | 住宅設備改修 | 浴槽・流し取替、便器洋式化、緊急通報装置等設置等 |

不動産店
民間賃貸住宅オーナー
・賃貸住宅オーナーとの協力、借上げ

近隣住民・自治会
商店・民生委員
・互助

社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉事務所
・社会サービスのコーディネート

事業概要

住宅に困窮し、日常の自立生活に不安のある高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援協議会等を活用して、すまいの確保と見守り等生活支援を一体的に提供する区市町村の取組を支援します。

- [実施主体] 区市町村（社会福祉法人、民間団体等に委託又は助成して実施することができる）
- [都補助額] 区市町村当たり 8,000千円
- [補助率] 平成27～29年度までに事業開始の区市町村は3か年、10/10補助
平成30年度以降実施の区市町村は「地域福祉推進包括補助事業」により1/2補助

《事業内容》

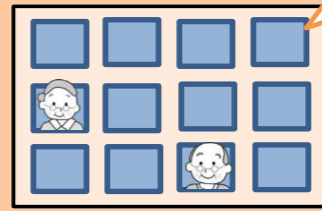
- 空き家・空き室などを活用した低廉な住宅の情報提供及び入居支援
- 入居者への安否確認などの生活支援の継続実施
- 対象者：一定の支援があれば自立生活が可能な高齢者（60才以上）など
- 住宅：昭和56年6月以降に着工した建築物で、消防法等に適合し、床面積が原則16㎡以上、かつ新たな住宅セーフティネット制度における登録住宅の登録基準に該当しないこと。
- 住宅改修及び設備改修：空き家・空き室の状況に応じて一戸当たり1,000千円まで

空室があって困っていたけど、NPOが生活相談に毎週通ってくるから安心して貸せる。

1階の部屋に引っ越せてよかった。保証料や仲介手数料が助成されて助かった。



家主



空き家・空き室の活用

〇〇区宅地建物取引業協会

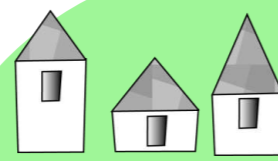
役所でのアパート紹介

高齢者アパート紹介コーナー
（毎週月曜日 役所1階で開催）

高齢者歓迎アパートリストの作成

- ・〇〇ハイツ（バリアフリー改修可）
- ・□□荘

不動産関係団体による情報提供



見守り

社会福祉法人〇〇ホーム

施設の近隣の空き家に入居した方を見守ることで、社会福祉法人として地域に貢献できる。

【社会福祉法人の社会貢献事業】すまいのマッチングと見守り

社会福祉法人
NPO法人等



地域支援の拠点

見守り
生活相談等
近隣トラブル対応

住宅情報の提供
相談・入居契約支援
住宅改修・設備改修等

生活支援

戸建て



地域ごとに互助
（互いの見守り）



アパート等

介護等外部サービス

すまいの確保

住宅困窮者の居住の場



高齢者等のすまい
空き家・空き室を活用

- ・委託又は補助
- ・物件等に関する情報
- ・家賃債務保証、残置物処理の仕組み作り

区市町村

居住支援協議会等

連携

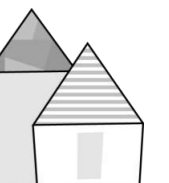
福祉部局・住宅部局
不動産関係団体・居住支援団体

補助金
（人件費・事業費・住宅改修費・設備改修費等）

東京都

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課推進担当

03-5320-4045



地域サポートステーション設置事業

地域サポートステーション設置事業 【地域福祉推進区市町村包括補助：新規】

1 事業目的

地域住民同士のつながりや助け合いを醸成するための交流拠点づくりを進めるため、地域内の空き家等を活用して、誰もが気軽に立ち寄ることのできる多世代の交流拠点として、地域サポートステーションを設置し、地域福祉の向上や地域づくりに取り組む区市町村の取組を支援する。

2 補助内容

○地域内の空き家等を、多世代の交流拠点とするために必要な改修経費補助を行う。

○補助基準額：1か所あたり2,000千円、補助率：1/2
(2,000千円×1/2×20か所=20,000千円)

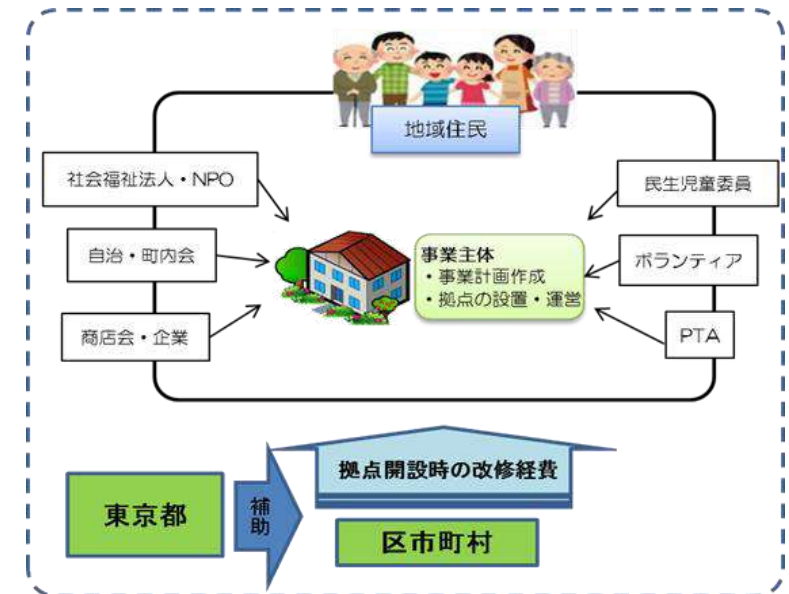
※改修例：外壁改修、内装改修、段差解消工事、給排水設備（流し、トイレ）改修等

3 補助条件

補助を受けて整備した地域サポートステーションが、多世代の交流拠点として、実効性ある活動場所となることを確保するため、次の条件を付す。

- (1) 多世代の交流拠点設置について、区市町村の地域福祉計画に位置付けていること。又は今後位置づける予定であること。
- (2) 事業実施に当たり、高齢者、障害者、母子、子供など、地域の誰もが参加できる交流の場であることを明示すること。
- (3) おおむね週5日、1日当たり4時間以上運営すること。
- (4) 交流拠点を運営する、法人格を有する事業主体を選定すること（区市町村が直接運営する場合を除く。）。
- (5) 区市町村は、事業主体から事前に地域住民の誘導と交流拠点の設置・運営について事業計画書を提出させること。

【地域サポートステーション設置事業 イメージ】



自立相談支援機関窓口の体制強化支援事業

1 背景・目的

- 現に経済的に困窮し「最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」の自立を支援するため、国は生活困窮者自立支援法を制定（H27.4.1施行）
- 区市（町村は都）が自立相談支援機関窓口を設置し、包括的支援を実施

【複雑・多様な背景を持つ生活困窮者に対する支援強化の必要性】

・生活困窮者の中には、複数の要因（疾病、精神及び身体障害、DV、多重債務、行政への不信等）を併せ持って生活困窮となっている事例もある。
⇒このような事例に対応するため、窓口スキルの強化や各種事例の共有化を推進し、複雑・多様な背景事情の聞き取りから対応方針の決定に至るまで、丁寧に支援を行う必要。

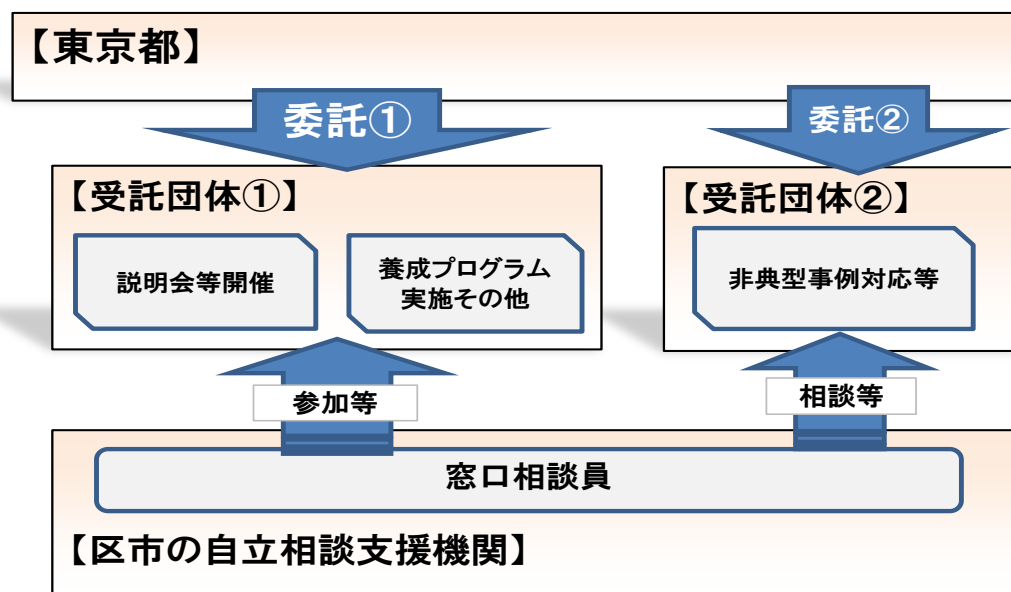
- 一方、広域自治体として、現行法上、都道府県には、区市に対して、必要な助言、情報提供、その他の援助を行う責務があることを明記

【社会保障審議会部会報告書(H29.12.15)】

・「(区市に対する支援を)効果的・効率的に実施するため、従事者の研修、市域を超えたネットワークづくり、各種事業の実施に当たっての支援について、都道府県が行うべき事業として明確に位置付けるべき」
⇒平成32年度から従事者養成研修の実施主体を都道府県へ移行する方針を明確化

⇒生活困窮者への総合的な支援体制の整備に向けて、区市等の自立相談支援機関窓口に従事する者に対し、研修や助言等を行うことにより、相談支援の質の向上を図ることが必要

2 実施スキーム



3 事業内容

(1) 人材育成等

- ① 自立相談支援事業従事者研修（職種別）
 - ・主任相談支援員 ・相談支援員 ・就労支援員
- ② 就労準備支援事業従事者研修
- ③ 家計相談支援事業従事者研修
 - ⇒国研修受講後のフォローアップがないため、新たな社会変化に対応できるよう、各職種に求められるスキルを習得できる研修を実施
 - ⇒就労準備と家計相談については、未実施区市も対象
- ④ 子供の学習支援事業従事者研修
 - ⇒国研修が存在しないため、子供・養親等に対する支援等、事業に関する基本的な知識・経験等を習得できる研修を実施
- ⑤ 課題別従事者研修
 - ⇒専門性が必要な事案や社会の変化により今後益々重要となり新たな対応が必要となってきた事案に関して、必要な支援を実施できる知識を習得できる研修を実施
 - ⇒精神疾患を抱える方への支援、自殺念慮の高い方への支援、セクシュアルマイノリティ及び性暴力被害者への支援ほか
- ⑥ 事業従事者等による事例検討会（全体会・ブロック会）
 - ⇒従事者の資質向上、情報共有を目的とした事例検討会の開催
- ⑦ 制度担当者等による意見交換会（全体会・ブロック会）
 - ⇒事業実施等に関する意見交換会の開催

(2) 人材支援

- ① 支援者専用相談ラインによる助言・相談等
 - ⇒個別の困難事例に対する専門的支援の手法に関する情報提供等、事業従事者専用の相談ラインを設置
- ② 自立相談支援マニュアル（事例集）の作成
 - ⇒自立相談支援機関窓口において参照可能なマニュアル（事例集）を作成

※検討委員会（学識経験者、事業従事者、区市職員等により構成）を設置し、研修等の企画方針の検討及び実施結果の評価を実施

フードパントリー設置事業について

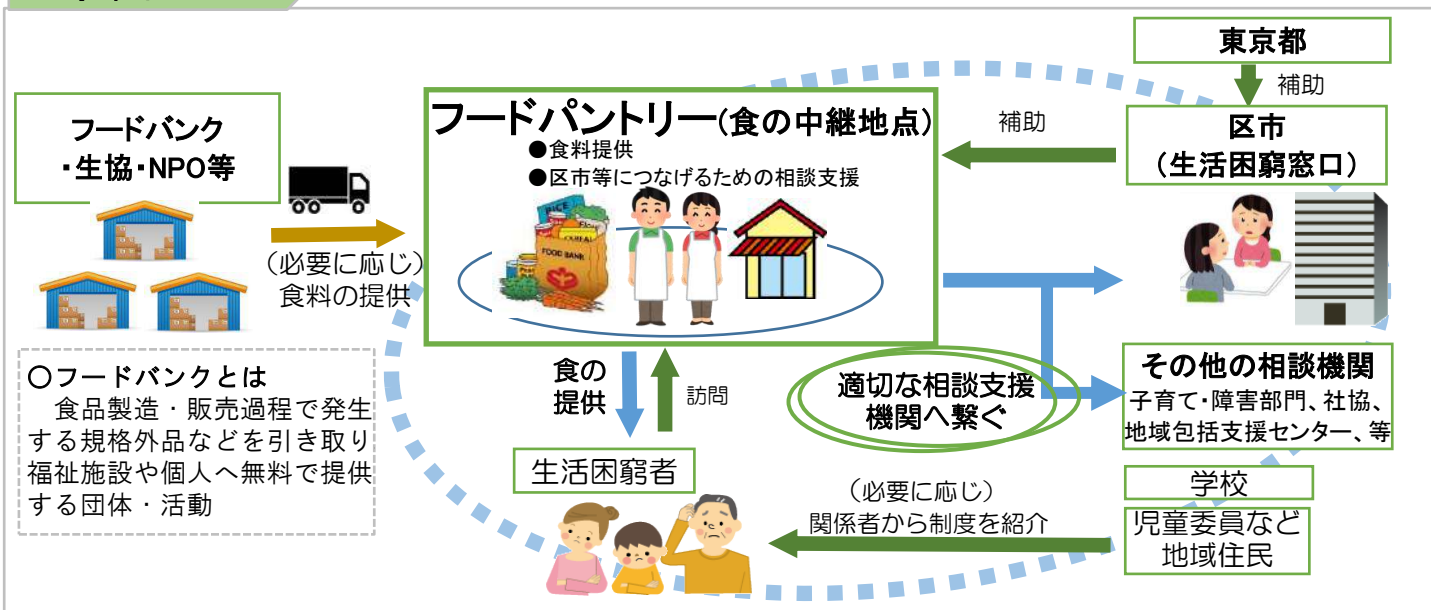
目的

住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・意向に応じた適切な相談支援機関に繋ぐことを目的とする。

事業内容

- 区市町村が、住民の身近な地域に、「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に食料を提供すると同時に、必要に応じて来所者を自立相談支援窓口などの適切な相談支援機関に繋いでいく。
- 都は、区市町村に対し、フードパントリーの立上げに要する経費（備品購入費等）を補助する。

事業イメージ



経費

- 補助形態
 地域福祉推進区市町村包括補助
- 補助上限
 立上げ経費（初年度のみ）
 1区市当たり 10,000千円
- 補助率
 10/10
- 補助対象
 負担金及補助金
 (例)
 冷蔵庫、物品棚、在庫管理用PC、車両調達経費、臨時職員費等

期待される効果

- 支援が必要な子供とその世帯の早期発見、自立支援へのつなぎ
- 食の支援を通じた地域での支援ネットワークづくり

子供サポート事業立上げ支援事業

(1) 背景等

【背景】

平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、区市を実施主体として、生活困窮世帯・生活保護受給世帯（以下「困窮者世帯」という。）の子供を対象にした学習支援事業が実施されている。

【課題】

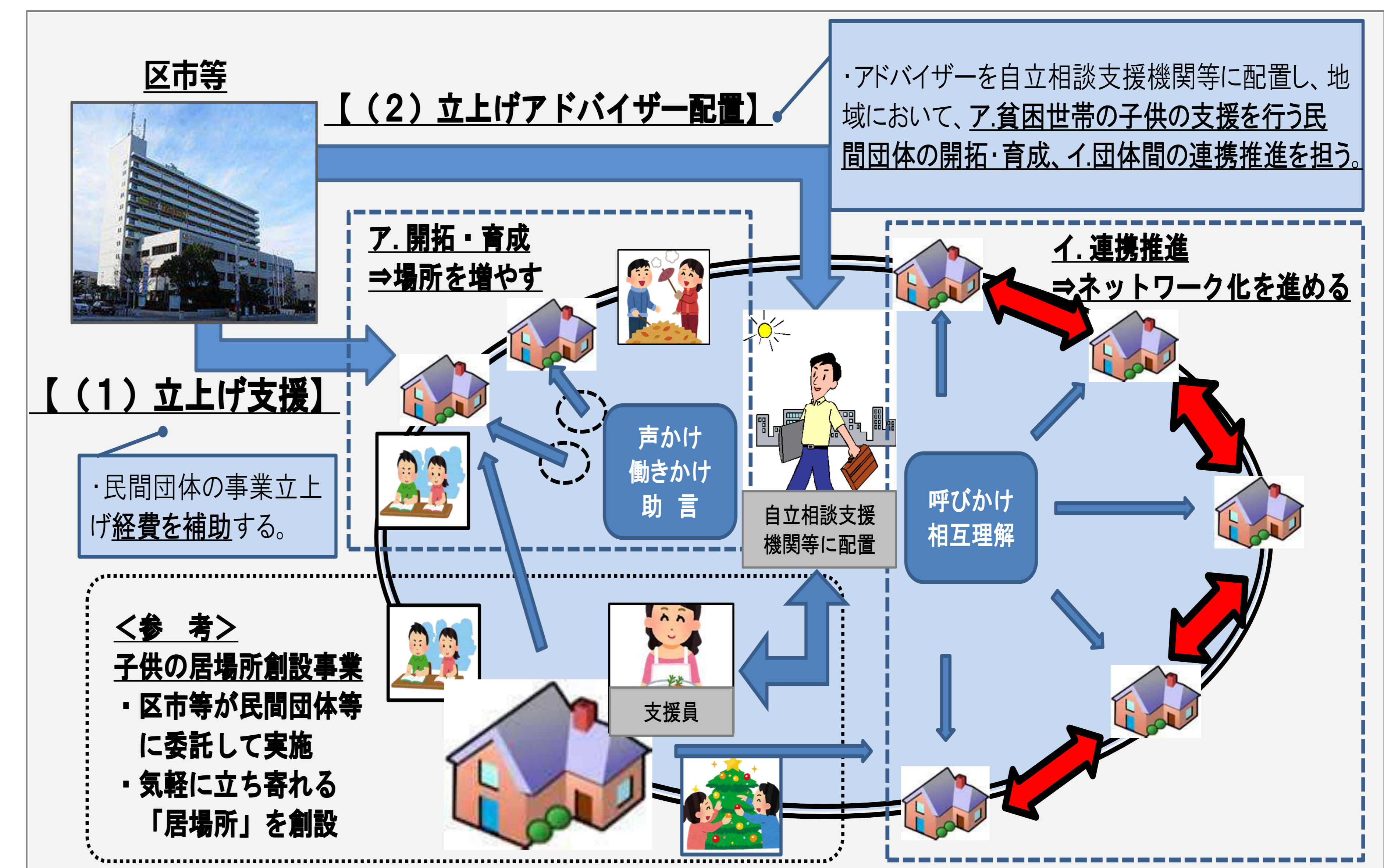
支援を行き渡らせるため、学習支援事業等の実施箇所数を大幅に拡充していく必要がある。また、各事業の担い手となり得る団体の立上げや育成が課題となっている。

学習支援事業等の充実に向けた取組を加速させるために、民間団体の事業立ち上げから運営までの相談支援や、立上げの際の初期経費の助成等を行う区市町村を、包括補助により支援する。

(2) 概要

| 子供サポート事業立上げ支援事業 | |
|-----------------|---|
| 事業目的 | 生活困窮世帯の子供が将来的に社会的、経済的に自立できるように、生活困窮世帯の子供を支援する団体の事業立上げ等に取り組む区市町村を支援することによって、貧困の世代間連鎖を防止する。 |
| 補助形態 | 地域福祉推進区市町村包括補助 |
| 補助対象事業 | (1)立上げ支援事業 ・初期投資・運営経費支援等 (2)立上げアドバイザー配置事業 ア. 民間団体の団体開拓・育成活動 イ. 民間団体間の連携推進 |
| 補助対象経費 | ○初期投資費用、事業運営経費 ・負担金補助及交付金、什器等購入費 ○人件費、活動経費 ・報酬、需用費、役務費等 |
| 補助上限(率) | 1自治体あたり7,500千円(1/2) (1)立上げ支援事業 (2)立上げアドバイザー配置事業 |
| 備考 | (1)立上げ支援事業 は、1つの事業に対しては単年度を限度とする。 |

(3) 事業イメージ



ふくむすび

登録
無料

2018年
1月31日
オープン

福祉職場に興味のあるあなたに
役立つ情報を発信します



パソコン、スマートフォンから今すぐアクセス！

<https://www.fukushijinza.metro.tokyo.jp>

ふくむすび

検索

職場体験 をしてみたい



働きやすい職場
を探したい



イベントや研修
に参加したい



ポータルサイト 『ふくむすび』

福祉業界で働くこと
について知りたい



地域の活動
に参加したい



資格 を取りたい



主な発信内容

- 都内約3万事業所の所在地等の基本情報
- 事業所の職員募集や職場体験受入等の情報

- 働きやすい職場づくりに取り組む福祉事業所の情報 (TOKYO働きやすい福祉の職場宣言情報)

- 都内自治体の支援策やイベント・講習会等の開催情報
- 福祉職場を知るために役立つコンテンツ

>>> マイページには、興味のある情報が自動で配信！

まずはサイトにアクセスして、
マイページ登録してみましよう。

登録方法は裏面を
ご覧ください。



マイページ登録の手順

マイページ登録するとあなたの希望に沿った情報をピックアップしてお届けするなど、さらに便利にご利用いただけます！



STEP1 サイトにアクセス！

ふくむすびトップページ画面右下にある「マイページ登録をしてもっと便利に情報を収集したい」をクリックします。

<https://www.fukushijinzei.metro.tokyo.jp>



STEP2 必要項目を入力

マイページ登録画面が開きます。メールアドレスや希望する情報などの各項目を入力してお進みください。



STEP3 登録完了！利用開始！

入力いただいたメールアドレス宛に確認メールが送付されます。記載されたURLをクリックすれば登録は完了です。早速、マイページを利用してください。